

# 健診結果を受け取った。何が必要か？

健診機関から一般健康診断の結果を受け取った場合、担当者に次の作業が発生します。

## 1. 未受診者の確認と対応

未受診の理由調査（関係者に報告）。場合によっては健診機関と受診日程調整

未受診者で会社指定の健診機関での健診を望まない場合は、自発的健診制度\*の紹介

\*自発的健康診断；本人が選択した医療機関で受診（本人負担）し、結果を会社に提出（義務）する

## 2. 健診結果を受診者に渡す<法定義務>

封筒等に入れ、他人が見られない状態で渡す

## 3. 会社保存用「健康診断個人票」の作成<法定義務>

健診機関から「健康診断個人票」に必要な項目を含む様式で提供されることもある。

## 4. 「医師の診断」内容の確認と受診勧奨

「再検査」・・・指示された健診項目を再検査するため、健診機関と調整する

「要精密検査」・・・受診するように勧奨する（診療扱い）

「要治療」・・・受診するように勧奨する（診療扱い）

その他の診断内容・・・診断内容により受診を勧奨する

(注)特殊健康診断にかかる検査は事業者を実施義務があり、費用は事業者負担になる。

\*本人負担無しの労災保険二次健康診断等給付制度の紹介・・・①血圧 ②血中脂質 ③血糖 ④腹囲 のすべてに異常所見があると判定された者に制度を紹介する

## 5. 有所見者の確認

健診項目の1項目でも正常範囲外（「医師の診断」欄に異常を示す記載がある）の者

## 6. 有所見者に対する「医師の意見」を聴取するため、産業医と日程調整等を行う。<法定義務>

産業医の選任義務が無い50人未満事業場は、近くの地域産業保健センターに「医師の意見」を依頼する（無料）。

## 7. 「医師の意見」結果への対応<法定義務>

就業制限・要休業の意見が付与した場合・・・関係者で措置内容を検討する。必要な場合は産業医や本人の意見を伺い、事業者が最終決定をする。措置内容については本人の了解を得ることが重要。

## 8. 保健指導が必要な者の確認と勧奨

「特に健康の保持に努める必要があると認める労働者」が保健指導の対象者とされ、有所見者が対象と解釈されているが、対象者が多い場合は、要精密検査対象者や要治療者を優先とする方法もある。

## 9. 保健指導のため、産業医等との日程調整

産業医の選任義務が無い50人未満事業場は、近くの地域産業保健センターに「保健指導」を依頼する（無料）。

## 10. 労働基準監督署へ健康診断結果報告のための集計と報告<法定義務>

一般健康診断結果は50人以上の事業場のみ報告。特殊健康診断結果は実施した全ての事業場が報告

## 11. 衛生委員会報告用資料作成

## 12. 保管

個人情報の扱いには細心の注意を！！